

STOP

このような行為はすべてDVです

■身体的暴力

- 小突く・殴る・蹴る・殴るふりをする・包丁を突きつける・ものを投げつける・髪を引っ張り、引きずりまわす・タバコの火を押し付ける・首を絞める・階段から突き落とす

■精神的暴力

- 何でも従えと言う・発言権を与えない・交友関係や電話の内容を細かく監視する・外出を禁止する・何を言っても無視する・人前で侮辱する・大事なものを捨てる、壊す・罵声を浴びせる・夜通し説教をして眠らせない

■経済的暴力

- 生活費を渡さない・外で働くことを妨害する・洋服などを買わせない・家庭の収入について何も教えない

■性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオを見せる・脅しや暴力的な性行為・避妊に協力しない・中絶の強要・子どもができないことを一方的に非難する・性行為の強要

■子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもに暴力を見せる・子どもを危険な目に合わせる・子どもを取り上げる・自分の言いたいことを子どもに言わせる・子どもに暴力をふるうと脅す

「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

平戸市においても、この運動を一つの機会ととらえ、下記のとおり啓発活動を実施します。

この運動を一つのきっかけとして、暴力や人権尊重について一緒に考えてみませんか。

DV基礎知識講座

- とき 11月13日(月)
午後3時30分から90分程度
- ところ 未来創造館
- 講師 NPO法人DV防止ながさき
- 対象 市内在住の人
- 参加費 無料

DV防止パネル展と関連図書の展示

- とき 11月12日(日)～25日(土)
- ところ 未来創造館
- ※期間中は、パネルや図書の展示のほかに図書の貸し出しも行います

DV相談窓口

DVに関する相談窓口を、紹介します。一人で悩まず相談してください。

配偶者暴力相談支援センター

- 長崎こども・女性・障害者支援センター
電話：095-846-0560
相談時間：月～金 午前9時～午後5時45分まで
(土日祝日、年末年始は休み)

- 佐世保こども・女性・障害者支援センター
電話：0956-24-5125
相談時間：月～金 午前9時～午後5時45分まで
(土日祝日、年末年始は休み)

県警本部ストーカー・DV相談

- 電話：095-820-0110 内線3043または3044

女性ほっとライン(NPO法人DV防止ながさき)

- 相談時間：月・水 午後1時～午後5時まで
午後7時～午後9時まで
- 土 午後1時～午後5時まで
- 火 午後5時～午後8時まで
- 電話：095-832-8484(月水土)、080-2794-8022(火)

DVに関連する書籍の紹介

虐待とDVのなかにいる子どもたちへ



チルドレン・ソサエティ／著
明石書店
家庭で暴力を受けたり目撃したりした(している)子どもたちのために作られた本。自分の感情を理解し、それが自分の過ちではないことを明確にし、自分のなかの難しい感情に向き合う方法を伝える。相談機関の一覧表も充実。

夫が怖くてたまらない



梶山 寿子／著
ディスカヴァー・トゥエンティワン
繰り返される暴力、モラハラ…。被害者が自身が置かれている状況を自覚することが、DVから脱するための第一歩。加害者の心理や脱DVプログラムから、子どもへの影響、アメリカの予防教育までを解説する。

※各図書館(室)ではそのほかさまざまな関連図書を取りそろえていますので、ご活用ください。

なくす運動」期間
国の「女性に対する暴力を
11月12日(日)～25日(土)は

SOS...
許すな DV 被害

— 女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、10人に1人は日常的に受けている —

問 総務課行政班 内線2317

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

配偶者、内縁の妻・夫など親密な関係にある、または、あった人から一方的に振られる暴力のことを「DV(ドメスティック・バイオレンス)」と言います。

また、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、無視、外出を禁止する、生活費を渡さないなどの行為もDVにあたります。

繰り返されるDVにより、被害者が心身に深い傷を負い、自分らしく生きる力が奪われてしまうことはもちろん、そのすぐ近くにいる子どもも深刻な影響を受けてしまいます。

